

## 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則

(疾病・感染症対策室)

一

## 告 示

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

四

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(下水道課)

四

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁高校教育課)

四

## 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

六

## 規 則

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則をここに公布する。

平成三十年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百八号

肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則

## (目的)

第一条 この規則は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスにより肝がん又は非代償性肝硬変（以下「重度肝硬変」という。）を発症している者（以下「患者」という。）の肝がん・重度肝硬変入院関係医療に要する費用を毎年度予算の範囲内において交付し、患者の支払う医療費の軽減並びに肝がん及び重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後並びに生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究（以下「肝がん・重度肝硬変治療研究」という。）を促進する仕組みの構

築を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この規則において「肝がん・重度肝硬変入院医療」とは、患者に対して行われる入院医療であつて高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第一項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）及び高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付の対象となるもののうち、知事が別に定めるものをいう。

2 この規則において「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院医療及び当該医療を受けるために必要となる検査その他当該医療に関係する入院医療であつて前項の給付の対象となつていない医療（食費及び生活費に係るものを除く。）をいう。

## (対象医療)

第三条 この規則による費用の交付の対象となる医療（以下「対象医療」という。）は、一部負担額が医療保険各法に基づく政令及び高齢者医療確保法に基づく政令に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超える肝がん・重度肝硬変入院関係医療（以下「高額肝がん・重度肝硬変入院関係医療」という。）のうち、当該医療を受けた日が属する月以前の十二月以内に既に次条第一項に規定する指定医療機関において一部負担額が次に掲げる額を超える肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた月数が三月以上ある場合の当該医療を受けた日が属する月における高額肝がん・重度肝硬変入院関係医療とする。

一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項から第九項までに規定する高額療養費算定基準額

二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第一項から第九項までに規定する高額療養費算定基準額

三 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項、第三項から第九項まで及び第十二項に規定する高額療養費算定基準額

四 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五第一項から第九項までに規定する高額療養費算定基準額

五 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四第一項から第九項に規定する高額療養費算定基準額

六 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項から第九項までに規定する高額療養費算定基準額

七 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条各項に規定

する高額療養費算定基準額

(指定医療機関の指定)

第四条 知事は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関（原則として県内に開設されたものに限る。以下「保険医療機関」という。）を指定医療機関として指定するものとする。

- 一 肝がん・重度肝硬変入院関係医療を適切に扱うことができること。
- 二 肝がん・重度肝硬変治療研究事業の実施に協力することができること。

2 前項の指定を受けようとする保険医療機関は、知事が別に定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 保険医療機関の名称及び所在地
  - 二 開設者の名称及び所在地又は氏名及び住所
  - 三 その他知事が必要と認める事項
- (指定の取消し)

第五条 知事は、前条第一項に規定する指定医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 指定医療機関から指定の辞退の申出があったとき。
- 二 指定医療機関が前条第一項各号に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- 三 その他指定医療機関として不適当と認めるとき。

(申請事項の変更の届出)

第六条 指定医療機関は、第四条第二項に規定する申請事項に変更が生じた場合には、知事が別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(認定)

第七条 対象医療に要する費用の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者であつて、知事の認定を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

- 一 県内に住所を有すること。
- 二 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者並びに高齢者医療確保法に規定する被保険者のうち、現に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付を受けている者であること。
- 三 別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当していること。

四 厚生労働大臣が、肝がん・重度肝硬変治療研究を適切に行えると認める者に対し、第十六条の

規定により提出された臨床調査個人票の写しを提供することに同意すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 指定医療機関の医師が作成した臨床調査個人票（第一項第四号に規定する同意をしたことについて本人による証明があるものに限る。以下同じ。）
- 二 指定医療機関が記載した入院記録表の写し
- 三 その他知事が別に定める書類

4 知事は、第二項の規定による申請を審査し、認定したときは知事が別に定める肝がん・重度肝硬変治療研究参加者証（以下「参加者証」という。）を交付し、認定しなかったときは理由を付してその旨を通知するものとする。

(有効期間)

第八条 前条第一項に規定する認定の有効期間は、一年以内とする。

(認定の更新)

第九条 参加者は、有効期間の満了後においても継続して肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受ける必要がある場合は、認定の更新を申請することができる。

2 第七条第三項（第一号を除く。）及び第四項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、第七条第三項中「前項」とあるのは「第九条第一項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条第一項」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第十条 知事は、参加者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、認定を取り消すものとする。

- 一 参加者から認定の取消しの申請があつたとき。
- 二 参加者が第七条第一項各号に掲げるいずれかの要件を欠くに至つたとき。
- 三 その他知事が不適当と認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消した場合には、知事は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

(参加者証の書換え)

第十一条 参加者は、参加者証に記載された氏名、住所又は加入している医療保険を変更したときは、知事が別に定めるところにより、参加者証の書換えを受けなければならない。

(参加者証の再交付)

第十二条 参加者は、参加者証を破り、汚し又は失つたときは、知事が別に定めるところにより、参

加者証の再交付を申請することができる。

(参加者証の提示)

第十三条 参加者は、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けようとするときは、参加者証を提示しなければならない。

(費用の交付)

第十四条 対象医療に要する費用は、参加者が当該医療を受ける指定医療機関に対して交付する。ただし、知事が別に定める場合には、参加者からの請求に基づき、当該参加者に対して交付する。

2 前項の規定により交付する金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担により、肝がん・重度肝硬変入院医療に関する給付が行われるべき場合には、その限度において、支給しないものとする。

一 医療保険各法の規定による医療又は高齢者医療確保法の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した肝がん・重度肝硬変入院関係医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により医療に関する給付に關し保険者が負担すべき額を控除した額

二 一月につき一万円

(書類の経由)

第十五条 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を所管する保健所長を経由するものとする。

(臨床調査個人票の提出)

第十六条 知事は、参加者から提出された臨床調査個人票の写しを当該参加者に係る認定を行った月の翌々月の十五日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第四条から第六条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十二年三月三十一日までの間に、参加者が第四条第一項に規定する指定医療機関において当該指定の日から一年を経過する日までの間に高額肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けたときは、当該医療機関は、当該指定の日の一年前の日(当該日が平成三十年三月三十一日以前の日であ

る場合は、平成三十年四月一日)から第四条第一項の規定による指定を受けていたものとみなす。  
別表(第七条関係)

年齢区分	階 層 区 分
七十歳未満	次の各号のいずれかに該当する者又は高齢者医療確保法第六十七条第一項第一号の規定により一部負担金を支払う者 一 健康保険法施行令第四十二条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第四号若しくは第五号に規定する者 二 船員保険法施行令第九条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第四号若しくは第五号に規定する者 三 国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号若しくは第五号又は第三項第四号若しくは第五号に規定する者 四 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号若しくは第五号又は第二項第四号若しくは第五号に規定する者 五 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号若しくは第五号又は第二項第四号若しくは第五号に規定する者 六 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号若しくは第五号又は第二項第四号若しくは第五号に規定する者
七十歳以上七十五歳未満	次の各号のいずれか又は高齢者医療確保法第六十七条第一項第一号の規定により一部負担金を支払う者 一 健康保険法第七十四条第一項第二号に規定する場合 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十五条第一項第二号に規定する場合 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十二条第一項第三号に規定する場合 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十五条第二項第二号に規定する場合 五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第五十七条第二項第二号に規定する場合 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第二項第二号に規定する場合
七十五歳以上	高齢者医療確保法第六十七条第一項第一号の規定により一部負担金を支払う者

告 示

○宮城県告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市長面字須賀二八二の三三、二九八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十七年三月三十日から平成三十一年三月三十一日まで」を「昭和四十七年三月三十日から平成三十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和四十七年三月十日宮城県告示第百八十三号、昭和四十九年三月十九日宮城県告示第百九十七号、昭和五十五年五月二日宮城県告示第百四十八号、昭和六十一年十一月二十八日宮城県告示第百三十五十八号、平成元年七月四日宮城県告示第九百二十七号、平成三年四月二十六日宮城県告示第百四十五号、平成八年六月二十一日宮城県告示第八百号、平成九年二月七日宮城県告示第百三十九号、平成十年一月九日宮城県告示第十七号、平成十一年三月三十日宮城県告示第三百九十二号、平成十二年十一月七日宮城県告示第百三十四号、平成十二年十一月二十八日宮城県告示第百二十二号、平成十六年二月二十七日宮城県告示第百二十号、平成十六年三月十二日宮城県告示第百三十六号、平成二十一年三月二十四日宮城県告示第百五十六号、平成二十一年三月二十四日宮城県告示第百五十七号及び平成二十五年七月五日宮城県告示第百四十三号の事業地に、大崎市古川南町四丁目、古川栄町、古川小稲葉町、古川北稲葉一丁目及び古川北稲葉三丁目の一部を加える。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成三十一年一月十六日 午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市魚町 石巻新漁港内宮城丸

5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成三十一年三月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇-八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋 一 電話〇二二-二二一-三六二一）

2 入札説明書の交付期限

平成三十年十一月二十八日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十一月二十八日午後五時までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年十二月六日午前九時から平成三十年十二月十日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成三十年十二月十日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成三十年十二月十一日午前十一時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K 2205-1980) Class 1, No.1) 200 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : January 16, 2019 1 : 00 p.m.

3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 10, 2018 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yoichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。  
平成三十年十一月十三日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成三十年十一月十九日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）